

## 山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年3月31日

### 第1 趣旨

○給特法 第7条

○県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する**条例** 第7条

○県教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する**規則**

第2条第3項

に基づき、教育職員の業務量の適切な管理、健康・福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針として定める

### 第2 対象

(1)方針の対象：教育職員サービスを監督する山梨県教育委員会

(2)方針の掲げる措置の対象：教育職員全て(法第2条第2項)

※事務職員・学校栄養職員その他の学校職員：

労基法第36条に基づく条例(36協定)における時間外労働の上限時間が適応

(1ヶ月45時間1年360時間)

### 第3 業務を行う時間の上限

#### (1)勤務時間

「在校等時間」(県教委が管理する対象)

○教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間

○外形的に把握できる時間

※正規の勤務時間外において、

**(在校時間)+(職務の研修・児童生徒の引率)+(テレワーク)-(自己研鑽)-(休憩)**

#### (2)上限時間の原則

教育職員の業務量の適切な管理

(在校等時間)-(所定の勤務時間)の上限

1箇月時間外在校等時間 **45時間**

1年間時間外在校等時間 **360時間**

#### (3)児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

一時的・突発的な業務における教育職員の業務量の適切な管理

1箇月時間外在校等時間 **100時間未満**

1年間時間外在校等時間 **720時間**

1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 **6月**

連続する2~6箇月のそれぞれの1箇月時間外在校等時間平均 **80時間**

#### 第4 山梨県教育委員会が講ずべき措置

- (1) 県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教委規則等に基づき定める
- (2) 教育職員が在校している時間の客観的な計測(労安衛法 勤務時間の把握義務)
- (3) 休憩・休日の確保(労基法等の規定遵守)
- (4) 教育職員の健康・福祉の確保のための留意事項
  - イ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員の医師による面談指導(労働安全衛生法)
    - 1ヶ月 45 時間超⇒希望者
    - 1ヶ月100時間以上または2ヶ月平均 80 時間超⇒校長が必要と認めるもの
  - ロ 終業～始業に一定時間以上の継続した休憩時間の確保(労働基準法：努力義務)
  - ハ 健康診断の実施
  - ニ 年次有給休暇の連続取得の促進
  - ホ 心身の健康問題についての相談窓口設置
  - ヘ 産業医等による指導・助言を受ける。保健指導を受けさせる。
- (5) 各学校の取組の実施状況を把握する。状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、環境整備の取組を実施  
上限時間を超えた学校における業務や環境整備等の状況について事後的検証
- (6) 人事委員会の求めに応じて実施状況等を報告、専門的な助言を求める
- (7) 保護者・地域住民・関係者に周知

※各学校の取組については、県の指針に基づいて各学校の実情に合わせて、校長の権限で対策を講ずる。

#### 第5 留意事項

- (1) 上限時間について
  - 教育職員が上限時間まで業務を行うことを奨励するものではない
  - 方針は働き方改革の総合的な方策の一環として策定
  - 在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組むべき
  - 在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない
- (2) 虚偽の記録等について  
上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動等の時間をおろそかにしたり、実際の時間より短い虚偽の時間を記録したり、または記録させることがあってはならない
- (3) 持ち帰り業務について
  - 持ち帰りは原則行わない
  - 上限時間を遵守するために持ち帰り時間が増加することは厳に避ける
  - 持ち帰りがある場合は、実態把握と縮減に向けた取り組みを進める